

新潟市職員生活協同組合
TEL025-226-5353
市役所内線 35355・35357

保険料控除証明書について

職員生協で給料天引しております生命保険の保険料控除証明書および、グループ保険メディカルαの保険料控除証明書、全国市長会（任意共済・個人年金）の保険料控除証明書をお送りしております。

各保険により送付方法等が異なりますので下記をご参照のうえ、それぞれ申告書と一緒に各所属担当者様にご提出ください。

■ 市長会・任意共済

中途加入、中途解約に関わらず、対象の期間（1月～12月）に保険料の支払いがある方には、第一生命保険株式会社発行の「生命保険料控除証明書」を所属宛にお送りします。

※証明書の再発行には1～2週間程かかりますので、紛失などご注意ください。

■ 市長会・個人年金

中途加入、中途解約に関わらず、対象の期間（1月～12月）に保険料の支払いがある方には、住友生命保険相互会社発行の「生命保険料控除証明書」を所属宛にお送りします。

※証明書の再発行には1～2週間程かかりますので、紛失などご注意ください。

■ 生命保険

各保険会社の年末調整データから出力した「月払団体生命保険料控除証明書」を所属宛にお送りします。明細内容に不明な点がございましたら各保険会社または代理店にお問い合わせください。

※保険種類は、各社の保険種類コード表を参照ください。

※Aflacの保険種類は、コード表の「商品分類コード」が印字され、コード表の「商品分類名」が保険種類となります。

※損保会社の保険料控除対象契約の控除証明書は、各保険会社または代理店から該当の方宛に送付されます。

■ 損害保険

控除対象契約で、2021年1月から保険料の支払いがある方の控除証明書は、各保険会社から該当の方宛に送付されます。証明内容にご不明な点がございましたら各保険会社または代理店にお問い合わせください。

■ グループ保険メディカルα

2021年1月から保険料の支払いがある方には、引受会社 明治安田生命発行の「生命保険料控除証明書」を所属宛にお送りします。

※証明書の再発行には1～2週間程かかりますので、紛失などご注意ください。

■簡易保険（かんぼ生命保険）

保険料払込証明書は、(株)かんぼ生命保険から、該当の方のご自宅宛に送付されます。

証明書裏面記載の「～団体払込の場合は、実際に払込みいただいている保険料の金額を申告してください。」のとおり、実際の給料天引およびボーナス天引額を申告額としてください。 ※配当金記載がある場合は、年間天引額から差引く

【給料天引およびボーナス天引保険料額】

1. 平成 19 年 10 月以後の契約・・・災害特約を付加している契約の場合は、災害特約は控除対象外です。年間保険料から差し引かれて払込証明書に記載されます。

2. 平成 19 年 9 月以前の契約・・・保険料払込証明書の年間保険料は、実際の天引額と異なります。実際の給料天引およびボーナス天引保険料は下記の計算式で算出しています。

○給料天引保険料

(月払い)

・効力発生年月日 平成 8 年 6 月 30 日以前のご契約

保険証書保険料額(特約含む)×0.94(円未満切上げ) = 天引保険料(1 ヶ月分)

・効力発生年月日 平成 8 年 7 月 1 日以後のご契約

保険証書保険料額(特約含む)×0.95(円未満切上げ) = 天引保険料(1 ヶ月分)

○ボーナス天引保険料

(6 ヶ月分まとめ払い ・6 月ボーナス天引—6～11 月分 ・12 月ボーナス天引—12～5 月分)

・効力発生年月日 平成 8 年 6 月 30 日以前のご契約

保険証書保険料額(特約含む)×6×0.91(円未満切上げ) = 天引保険料(6 ヶ月分)

・効力発生年月日 平成 13 年 6 月 30 日以前のご契約

保険証書保険料額(特約含む)×6×0.924(円未満切上げ) = 天引保険料(6 ヶ月分)

・効力発生年月日 平成 13 年 7 月 1 日以後のご契約

保険証書保険料額(特約含む)×6×0.949(円未満切上げ) = 天引保険料(6 ヶ月分)

※かんぼ保険料払込証明書再発行のご依頼は、保険証書と本人確認ができるもの(運転免許証など)をご持参のうえ、最寄りの郵便局にお申し出ください。その場で発行いただけます。